

一般競争入札の実施

五島列島観光実態調査業務委託について、一般競争入札に付するので、次のとおり実施する。

令和7年7月7日

五島列島おもてなし協議会 会長 松崎 義治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

五島列島観光実態調査業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

(4) 履行場所

五島市、新上五島町及び小値賀町 他

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 五島列島観光実態調査業務委託に関する令和7年7月7日付け「一般競争入札の参加者の資格等」に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) 本日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) 本日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒853-8502 長崎県五島市福江町7-1

（名称）五島列島おもてなし協議会事務局（長崎県五島振興局地域づくり推進課内）

（電話）0959-72-8401

（提出期限）令和7年7月18日（金）17時00分

（申請書の入手先）五島市、新上五島町及び小値賀町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

4 入札参加条件

(1) 機能等証明

ア この入札に参加を希望する者は、当該業務に使用する調査手法が仕様を満たしていること等を証する機能等証明書を作成し、期限内に3の事務局に提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、作成された機能等証明書は3の事務局において審査するものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

イ 機能等証明書の提出期限等

令和7年7月18日(金)17時00分まで

ウ 機能等証明書の審査結果回答期限等

令和7年7月28日(月)17時00分までに審査結果通知書により通知(メール及び郵送)する。

(2) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する事務局等の名称等

(住所) 〒853-8502 長崎県五島市福江町7-1

(名称) 五島列島おもてなし協議会事務局(長崎県五島振興局地域づくり推進課内)

(電話) 0959-72-8401

6 契約条項を示す場所

5の事務局等とする。

7 入札説明書の交付方法

五島市、新上五島町及び小値賀町のホームページ上において掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出先 五島列島おもてなし協議会事務局(長崎県五島振興局地域づくり推進課内)

(2) 受領期限 令和7年7月31日(木)17時00分

(3) 提出方法 郵便(書留郵便(一般書留、簡易書留)及び特定記録郵便により受領期限内必着のこと)で行う。

悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の日時及び場所

(場所) 長崎県五島振興局4階C会議室

(日時) 令和7年8月1日(金)13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納

付が免除される。

ア 五島列島おもてなし協議会を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 五島列島おもてなし協議会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 五島列島おもてなし協議会契約規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県、五島市、新上五島町若しくは小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。